

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

富士吉田市「美しい富士の里」再生計画（第2期）

2. 地域再生計画の作成主体の名称

富士吉田市

3. 地域再生計画の区域

富士吉田市の全域

4. 地域再生計画の目標

富士吉田市は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置し、海拔 650～900m の高原都市である。市の北は都留市・西桂町、東は忍野村・山中湖村、西は富士河口湖町・鳴沢村にそれぞれ接し、南は静岡県と県境をなしている。東京都心へ約 100km、甲府市へ約 30km の距離にあり、人口 52,583 人、面積 121.83km² である。世界に誇る雄大な富士山の裾野に広がり、市域の大部分が国立公園内にあり、富士山に抱かれた環境は、豊かな森林、清らかな水など素晴らしい自然をわたくしたちに与え、その生活や文化を育み、誇るべき財産となってきた。しかし、これまでわたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、環境負荷を増大させ、地域や富士山における環境への影響のみならず、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境を脅かすまでに至っている。特に、清らかな富士山の地下水を飲料水に使用しているわたくしたちにとって、多くの観光客が訪れることや不法投棄による富士山周辺地域のごみ汚染、汚水処理施設の普及の遅れによる河川等の汚濁は、環境の保全活動により改善は見られるものの大きな問題となっている。

このため、平成 17 年 3 月に「富士吉田市環境基本計画」を策定し、市民や環境団体と協働して実施する河川清掃等による「市内水域の水質改善の推進」、水源の森としての山林の維持管理や富士山の一斉清掃等による水源の涵養による「地下水の保全」、ホテルの再生や環境学習の役割を担う明見湖の整備による「水辺の親水化の推進」等を、市民、事業者、市が連携・協働して取り組んできている。また、生活排水を適正に処理するため、昭和 52 年度から公共下水道の整備、また平成 7 年度からは個人設置型の浄化槽の普及促進に取り組んできた結果、汚水処理人口普及率は年々増加しており、平成 20 年度末には 56.2% まで向上した。

以上のように、汚水処理施設の整備・水辺に親しむ空間の創出・河川清掃等による市内水域の水質の改善・山林の維持管理等の水源の涵養による地下水の保全などの推進により、清らかな水を守り、水辺と親しめ、快適で住みよいまちづくりが進み、定住化の促進が図られつつある。

しかし、全国の平均値 84.8% や山梨県の平均値 74.8% に比べて大幅に下回っており、汚水処

理施設の未普及地域においては河川等の汚濁による生活環境・自然環境の悪化や市内水域の水質の確保、地下水の保全などが解消されておらず、市が目指す美しい富士の里を実現するためには更なる施設整備等が必要である。

このため、公共下水道の整備や、個人設置型の浄化槽の普及を一層促進し、併せて環境基本計画を推進することにより、この地に訪れる人々と住民が、清らかな水を守り水辺と親しめる「美しい富士の里」を実現していく。

目標 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を 56.2%から 63.0%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道整備及び浄化槽（個人設置型）の設置について、中心市街地などの人口密集地区は公共下水道により整備し、それ以外の住宅が点在している地域は浄化槽（個人設置型）により整備するなど、汚水処理施設を一体的に整備することにより、効率的に地域の生活環境を改善する。

併せて、関連する事業を効果的に行い、美しい富士の里の実現を目指していく。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成18年3月に事業認可

[事業主体]

- ・富士吉田市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 富士吉田市上吉田地区
- ・浄化槽（個人設置型） 富士吉田市全域（公共下水道認可区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～平成26年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成26年度

[整備量]

- ・公共下水道 交付金対象事業 Φ150～200mm 1,782m
- ・浄化槽（個人設置型） 500基

なお、各施設による新規の処理人口は、以下のとおり。

- ・公共下水道 500人

・浄化槽（個人設置型） 2, 500人

[事業費]

・公共下水道	事業費	178,300千円（うち、交付金89,150千円）
	単独事業費	279,890千円
・浄化槽（個人設置型）	事業費	201,400千円（うち、交付金67,133千円）
合計	事業費	379,700千円（うち、交付金156,283千円）
	単独事業費	279,890千円

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

1) 水辺に親しむ空間の創出

明見湖公園管理運営事業

富士吉田市内の唯一残された自然と水辺を有している明見湖周辺の自然環境を保全するとともに、人と自然とのふれあえる場や住民の憩いの場として、明見湖公園の管理運営を行う。

2) 河川清掃等による市内水域の水質改善の推進

環境活動支援事業

「入山川を美しくする会」の発足に伴い、地域を流れる「入山川」の美化清掃を通じ地域の環境保全を図るとともに、人々の交流の輪を通して美しいふる里づくりを目指す活動を支援する。また、蓮池を中心に活動している「めだかの学校」などによる環境保全活動を支援する。

3) 山林の維持管理等の水源の涵養による地下水の保全

公有林管理事業

公有林の維持管理を行い水源の涵養を推進する。

6. 計画期間

平成22年度から平成26年度まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4. に示す数値目標に照らし状況を市の関係部署からなる会議を開催し、調査、評価し、公表する。

尚、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に管理されているか、施設管理者と異なる第三者が行った水質調査等を把握し、必要に応じて管理者に対して適切な処置をとる。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
特になし